

令和6年第12回下松市教育委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和6年12月19日(木)午後1時30分～午後2時15分
- 2 開催場所 下松市役所 5階 502会議室
- 3 出席委員等
教育長 玉川 良雄
委員 江口 雄二
委員 林 哲人
委員 笠谷 由美子
- 4 会議に出席した事務局職員
教育部長 原田 幸雄
教育次長 引頭 康行
学校教育課長 藤田 康伸
学校給食課長 小林 政幸
生涯学習振興課長 戸高 孝文
図書館長 網本 浩明
下松中央公民館 桑島 洋明
- 5 会議の書記 教育総務課課長補佐 金子 麻紀
- 6 会議録の署名委員 江口 雄二 笠谷 由美子
- 7 会議の傍聴人 0人
- 8 会議に付した議題
(1) 議案第14号 下松市立米川小学校の今後の方針について
(2) 報告第35号 専決処分について
(3) 報告第36号 下松市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則について
(4) 報告第37号 下松市学校給食費の管理に関する要綱の一部を改正する要綱について
(5) 報告第38号 下松市立学校給食センター給食用物資納入業者選定登録要綱について
- 9 会議の付議の顛末

○教育長 それでは、12月の教育委員会定例会を始めます。

本日の議事録署名人ですが、江口委員さんお願いします。それから、木佐谷委員さんが今日ご欠席ですので、笠谷委員さんよろしくお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。

(1) 議案第14号 下松市立米川小学校の今後の方針について

○**教育長** 議案第14号、下松市立米川小学校の今後の方針についてを議題といたします。

担当のほうで提案説明をお願いいたします。引頭教育次長。

○**教育次長** 議案第14号、下松市立米川小学校の今後の方針について、ご説明いたします。資料の1ページになります。

この議案は、米川小学校の今後の在り方について、令和6年度をもって廃校とすること等について、教育委員会の方針として決定するものであります。令和2年度から休校となっている米川小学校については、5年を経過するに当たり、保護者アンケート、地元の住民の方と協議を進めてまいったところです。

休校後に、新たに指摘された災害の危険性、それから米川地区の今後の児童数を総合的に検討した結果、廃校することといたしました。

具体的な方針は2ページになります。令和6年度末をもって廃校とすること、それから廃校後の施設管理について、体育館とグラウンドについては、米川公民館の施設とすることとしております。

この議案の議決後、報道発表等行います。

正式な廃校の決定につきましては、条例改正が必要となつてまいりますので、その手続を進めてまいります。

以上、ご説明いたしました。よろしくをお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明につきまして、質問等ありましたら挙手をお願いいたします。林委員。

○**委員** 米川小学校については、私はその末武中学校にいましたので、いろいろな行事とか参加させていただきましたけれど、すごく参加率もいいし、本当に地域に誇りを持っていらっしゃるなというのをすごく米川で感じました。

あそこの米泉湖があつて、ホールがありますね。ホールを使った行事とかというのは昔ありました、今も続いているのですか。

○**教育長** 引頭次長。

○**教育次長** 教育委員会の所管ではございませんが、以前は音楽フェスタ、それから地域の行事としてのサマージャンボリーがございました。音楽フェスタについては、いつか失念しましたが、大分前になりました。サマージャンボリーはコロナがあつて、コロナ後に復活という話もあつたのですけれど、地域としてできないというお話を聞いております。今は、あそこを使った行事というのは、地域行事、祭りのなものは承知しておりません。

ただ、米川公民館を中心として何か祭りをしたいというような動きがあるというふうには聞いております。具体的にどうなったかはちょっと存じませんが。

以上です。

○**委員** この土曜日に旧熊毛町の子ども夢祭りに行きまして、何かすごくにぎやかにやっ

いましたから、ああいうふうな感じのことが米川でもできればいいなと思いました。

あと、ふるさとに誇りを持ってそこに住む児童ということで、小学校で町を探検するとかありますよね。多分花岡地区あたりはあると思いますが、学校行事で米川を活用し、花岡の子供が行ってみるというのはどうでしょうか。熊の問題とかもありますし、歩いて遠足になるとトンネルを越えなければならないし、難しいかもしれませんが、米川の子が米川を、花岡の子も米川を見るような、そういう行事があって少しでも地域の人との触れ合いとかができたらいいなと思います。以上です。

○**教育長** 江口委員。

○**委員** 私も同じような意見なのですが、米川小学校の運動会に行ったときに、やはり米川の皆さんと子供が仲よくして、これは地域の皆さんとの一体感といいますか、存在感というか、いろいろな意味でコミュニケーションがしっかりできていました。

それから、米泉湖の音楽祭も音楽フェスタもいろいろありましたが、やはり高齢になったことと、もう一つは駐車場が散らばっていて、駐車場の準備、草刈りが一番大変だったみたいです。そういったことで大変残念なのですが、行事がなくなることによって、地区皆さんのコミュニケーション、今までのつながりがすごく薄くなってきたような形ですね。例えて言えば、毎年この地区では、希望者が集まって冬に温泉にバス旅行をやっていたのですが、何かそういった関係も今だんだん、年寄りになったせいもあるのでしょうか、子供を通して仲よしだったのが、だんだん薄れくるとか、あるいはいろいろなイベントがあつて、みんな結束していたのがだんだん薄れてきているような感じで、今後そういった点がどんどん出てくると思います。

やはり下松市としては、それに代わるものといいますか何か補強できるものがあればという感じはするのですけれども、ちょっと難しいかもしれませんが。以上です。

○**教育長** 今のご意見に対して、事務局のほうでございませんか。引頭次長。

○**教育次長** 教育委員会としては、なかなか答えられないところがあるのですけれども、先ほども申し上げましたけれども、地域のほうで公民館を中心に新たなお祭りとか行事をしたいという声が上がっていると聞いておりますので、そういったイベント等を通じて、地域のつながり等が深まればというふうには思います。

○**委員** あそこに介護施設がありますよね。あそこと連携して9月頃、地区の皆さんが、入所者の皆さんと一緒にバザーを開き、お祭りに参加して一日楽しい行事をしたことがあったのですけれど、それも二、三年前からなくなっています。

皆さん仲よしだったのが、会う機会がないからしょうがないのですけれど、ちょっと残念な気がするということですね。

○**教育長** いいですか。米川小学校が廃校になった後の活用について、ここにも施設管理のことについては一応書いてありますけれども、施設そのものをどういうふう処分、活用していくのかという計画とか、あとグラウンド、体育館での利用の仕方とかあるいは公民館が地域の拠点施設として新しく建ちますので、今までは米川小学校をある程度ベースとし

て地域活動をしていたものがそちらのほうに移るので、その辺の将来的な見通しというか、何か分かる範囲で話していただけたらと思うのですが。引頭次長。

○教育次長 今、教育長から言われました新しい拠点施設は、学校のすぐそばになりますので、将来的には新しい施設と学校のグラウンド体育館等は一体的に管理するように考えております。そうすることで、大きなイベント、先ほどご指摘あった駐車場問題とかもグラウンドを駐車場にするとか、そういったことで解決できる一つの手段かなというふうに思っております。

教室がある校舎につきましては、かなり老朽化も進んでおりますので、今、利用するという予定はございません。貸出しも難しいと思います。ただ、今は学校の備品もありますので、来年度につきましては、そのまま管理をしつつ、いずれかの時期に解体等具体的に検討していければと思っております。

以上です。

○教育長 あとは、先ほど林委員さんのほうで言われたことで、米川地域を地域学習の目的地として、花岡小とかあるいは末武中の子供たちが活用するというのも考えられるので、これについては、多分今も直接行っているかどうかは分かりませんが、花岡小では何か学習をしているというふうに思いますし、やはり末武中学校であれば校区ですので、中学生がそちらのほうに行って学習をするということも非常に大切なことだと思うので、学校ともその辺りは連携して、ふるさと学習を米川中心にやっていくということを検討してもらいたいと思っております。

あと報道発表は、この後いつあるのですか。引頭次長。

○教育次長 教育委員会で議決をいただきましたら、この方針についての報道発表と議会へのお知らせを行います。

○教育長 よろしく申し上げます。

そのほかございますか。

それでは、採決したいと思いますが、米川小学校の今後の方針について、異議がある方いらっしゃいますか。異議なしということでよろしいでしょうか。それでは、全員異議なしということで、可決いたします。

(2) 報告第35号 専決処分について

○教育長 続きまして、報告第35号、専決処分についてを議題といたします。

担当のほうで説明をお願いいたします。引頭次長。

○教育次長 報告第35号、専決処分について、ご報告いたします。

資料3ページになります。

市議会12月定例議会に、令和6年度下松市一般会計の教育費関係の補正予算が議案提出されるに当たりまして、教育委員会の意見として異議なしとすることを専決処分いたし

ましたので、ご報告するものであります。

なお、このたびの補正予算につきましては、昨日の市議会本会議で議決されておりますので、ご報告いたします。

具体的な内容については、担当の図書館長のほうから説明いたします。

○**教育長** 網本図書館長。

○**図書館長** 私から図書館費の補正予算について、ご説明いたします。

お手元の資料のページは、4-1、4-2になります。

今回、寄附は3件ございました。内訳は、個人2件、企業1件で、金額は各10万円ずつ、計30万円の寄附であります。これに伴い、歳入は教育費寄附金の図書整備寄附金に30万円を計上、歳出の図書館費につきましても同様に30万円の補正額を計上し、図書等購入費が当初の2,000万円から2,030万円となり、図書館費は7,841万7,000円から7,871万7,000円となっております。

寄附をされた方からは、子供たちに喜んでもらえるようにと要望がありましたので、児童書の蔵書の整備に努めたいと思います。

私からの説明は以上でございます。

○**教育長** それでは、質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

ありがたいことですね、3人の方からご寄附を頂いております。感謝申し上げたいと思います。

(3) 報告第36号 下松市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則について

(4) 報告第37号 下松市学校給食費の管理に関する要綱の一部を改正する要綱について

○**教育長** それでは、続きまして、報告の第36号、下松市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則について及び報告第37号、下松市学校給食費の管理に対する要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

担当のほうに説明をお願いいたします。小林学校給食課長。

○**学校給食課長** 報告第36号、下松市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則についてと、報告第37号、下松市学校給食費の管理に関する要綱の一部を改正する要綱についてを一括に説明いたします。

まず、5ページの報告第36号についてです。このたびの改正内容は、学校給食費の1食当たりの単価を変更するため、規定の整備を行うものです。

学校給食費については、児童生徒の改定増額分については、保護者の負担を軽減する方法で検討しているところです。現在、令和7年4月からの給食費改定に向けて準備を進めているところです。

具体的な改正内容としましては、小学校の児童については、学校給食費の数は、1食当たりの額は275円ですが、このうち納付していただく1食当たりの額は255円となります。

中学校の生徒については、1食当たりの額は330円ですが、このうち納付していただく1食当たりの額は305円となります。

小学校の教職員等については、1食当たりの額と納付していただく1食当たりの額は、同額の275円となります。

中学校の教職員等については、1食当たりの額と納付していただく1食当たりの額は、同額の330円となります。

次に、資料の7ページの報告第37号、下松市学校給食費の管理に関する要綱の一部を改正する要綱についてです。

この改正内容は、先ほどの改定と同様に学校給食費の1食当たりの単価を変更するため、規定の整備を行うものです。納付していただく給食費の月額についての内容となっております。

具体的な内容としましては、小学校の児童については、納付月において納付していただく月額は4,500円、中学校の生徒については月額4,600円で、これまでと変わりはありません。

小学校の教職員等については、月額4,500円から4,900円に、中学校の教職員等については、月額4,600円から5,300円に変更となります。

説明については以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 給食費の改定が来年度行われるということで、規則等の改正についての説明がございました。

質疑等に入りたいと思います。質問がある方はよろしくお願いいたします。

私のほうから一ついいですか。改正するに当たって、どういう経緯で協議してこられたかということを中心に説明していただきたいということと、給食費改定の主な理由というか、物価高騰等があると思うのですが、将来的に何年ぐらい、この改定給食費でやっていこうという見通しがあるのか、どういうふうにご考えておられるのか教えていただけたらと思います。小林課長。

○学校給食課長 まず、今回の改定に関する経緯についてなのですが、食材費の高騰が続いている状況にあります。令和4年度ぐらいから続いている状況で、学校給食費の食材についても、やはり同様に高騰が続いている状況がありました。

これまでも令和4年度ぐらいから高騰の状況があつて、既に給食費の額の設定は、それを超える状況がありました。これについては、今まで国の交付金を充てるという形で対応してきたところです。

給食費のそういう状況がこれまであつてきたと、あと、給食費の食材の高騰が今後まだ続きそうな状況がありました。そこで、給食費について、現在の給食費がどのくらいかか

っていくかというところを、まず給食費の改定を行うということで進めてきました。

令和6年5月頃に運営委員会、小学校給食センター運営委員会と中学校給食センター運営委員会でそれぞれ、そこでPTAの方も運営委員会にいらっしゃいますので、そこでご意見等をいただきました。

そこで、まず運営委員会を行って、その後、また8月ぐらいに、さらに2回目の運営委員会のほうで意見聴取も行って、改定額のほうの決定を行ってきたところです。

経緯についてはそういう状況で、改定の主な理由としては、やはり給食食材の高騰というところが主な理由になります。

それと、もう一つ、今後の見通しについてです。今後の見通しについては、今回、令和7年4月に改定を行うというところになりますが、やはり物価の高騰の状況は、この5月からこういった形で進めてはきておるのですが、まだ高騰が続くような状況があります。お米の価格もやはり上昇しています。この2学期ぐらいから上昇を始めました。今後も、こういった物価の状況の動向を見ていく必要があるかと思えます。

その辺り、まずは改定した金額で、学校給食のほうは、これまで同様に子供たちに安全でおいしい給食が提供できるというふうにご考慮しておるところではありますが、そういった物価の高騰の今後の状況のほうを、推移を見守りたいと思えます。当面はこの金額でいきたいと思っておりますが、その動向等によって、また検討したいというふうにご考慮しています。

以上です。

○**教育長** 江口委員。

○**委員** 僕は、反対意見ではなく大変だなという意見を言いたいです。野菜とか米、油、特にまた学校に運搬する車のガソリン代とか細かい点を考えれば、よくこの範囲で済んだなと思うぐらいで、大変だと思います。まだまだ上がるような可能性はあるし、親も大変だし、審議する皆さんも大変だと思うのですが、どうしようもないです、本当に大変だと思います。そういった意見です。

○**教育長** そのほかございませんか。笠谷委員。

○**委員** これは1食当たり、市としてはどのくらい1人当たりの給食に費用がかかっているのですか。

○**教育長** 小林課長。

○**学校給食課長** まず、小学校の関係でいきますと、1食当たり275円、納付すべき額が1食当たりの額255円なので、この差額分の20円分、1食当たり20円分を今、保護者の負担軽減として対応を考えまして、負担のほうを検討しているところです。

中学校におきましては、この330円と305円の差の、1食当たり25円分の市の負担として対応していくというところを今検討しておるところです。

○**教育長** よろしいですか。ほかの方よろしいでしょうか。報告37号ですが、よろしいですか。それでは、報告事案ですので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

(5) 報告第38号 下松市立学校給食センター給食用物資納入業者選定登録要綱について

○**教育長** 続きまして、報告の第38号です。下松市立学校給食センター給食用物資納入業者選定登録要綱についてを議題といたします。

担当から説明をお願いいたします。小林学校給食課長。

○**学校給食課長** 報告第38号、下松市立学校給食センター給食用物資納入業者選定登録要綱について説明いたします。

資料のページは、8ページから11ページとなります。

このたびの要綱の制定につきましては、市内の児童及び生徒に安全・安心な学校給食を提供するに当たり、学校給食用物資の安定的な供給を確保するため、下松市立学校給食センターに物資を納入する業者の登録について必要な事項を定めるものです。

これまでは、小学校給食センター及び中学校給食センターに給食用の物資、食材を納入する業者の登録については、内規的な登録の要領がありました。これが令和7年度、8年度の登録申込みの時期を迎えるに当たり、改めて要綱として今回整備したところです。内容については、登録申込みや登録期間などについて定めています。

説明については以上となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○**教育長** 給食の物資の納入業者の選定に関する登録要綱を新たに定めたということですが、その他ありましたらお願いします。林委員。

○**委員** 業者というのは、ほぼ固定されているのか、それとも入れ替わりが結構激しくあったりするのでしょうか。

○**教育長** 小林課長。

○**学校給食課長** この業者登録は2年ごとに行っております。例年、大体ほぼ決まった業者が登録をされておるところです。以上です。

○**教育長** 林委員。

○**委員** それは市内の業者がほとんどになっているのですか。

○**教育長** 小林課長。

○**学校給食課長** この業者の登録については、市内に本社、支店、営業所があることというところはあるのですが、ただ、例えば加工食品とか、なかなか市内に本社、支店、営業所というところがない場合があります。こういったところは市外の業者のほうも登録に入っているところですので。以上です。

○**教育長** 江口委員。

○**委員** 業者、例えば野菜とか米とか肉とかいろんな業者がいると思うのですが、どのくらい入っていますか。

○**教育長** 小林課長。

○**学校給食課長** 例えば野菜と果物にしても重複して登録されている業者さん等もいっ

やいますので、例えば肉類なんかは4業者、野菜類は6業者、果物も6業者、あと加工食品の一般物資は11業者、全体ではないですが、その中で野菜と果物の両方とも登録されている業者さんとかいらっしやいますので、そういった重複されている業者さんもいらっしやいます。以上です。

○委員 なるほど。この中で取引停止とかあるいは登録取消しという言葉がありますけれど、そういった該当はありますか。

○教育長 小林課長。

○学校給食課長 今のところそういった停止とか登録取消しになっている業者はいないところです。

○委員 例えばの話ですが、何かかつて子供が中毒を起こしたとか、そういった事件とか事故とか、そういったことを起こした場合はすぐに取引停止、あるいは業務停止、一定期間取消し、いろいろあるのですか。

○教育長 小林課長。

○学校給食課長 今回、要綱として第11条のところで取引のところで、それと第13条のところで、登録の取消しを定めているところです。

この中に、例えば物資の11条のところの(2)、物資の納入に際し、学校給食に対して支障を及ぼしたとき、例えば納品が悪い状態での納品された場合に、その交換等を行うことで例えば給食時間に影響が及んでしまうとか、そういうふうな状況が見受けられるとか、そういった状況があれば、こういった停止等を考えている状況になってくるかなというふうに思います。だから一種の納品ですね、納品は新鮮な野菜を納品してくださいと。一部どうしても、例えば状況が悪いものがあつたら、それを部分的に交換ということをしたりとか、交換してもらったりということは、もちろん、こちらのほうで交換してくださいというふうに、業者のほうに行つて交換してもらおうそうです、そういったことは行つています。

そういったところも、きちんと対応がなされないとか、そういった状況があつたりすると、こういったところも考えたいということは考えられるかなというふうに考えています。

○委員 分かりました。

○教育長 今の第11条の2項(2)ですが、学校給食の提供に支障を及ぼしたときの説明があつたと思うのですけれど、これについては、ある程度の内規という規定のようなものがあるのですか。小林課長。

○学校給食課長 具体的にこれについての、この場合とかはないのですけれど、やはり例えば、どうしても給食の時間というのは決められているので、調理時間に相当時間の影響があつて、給食時間が遅れてしまうとか、その関係で配送する時間が遅れてしまうとか、実際の給食提供に遅れが出るとか、そういったことはちょっと考えられるかなというふうに思います。

具体的な、さらに詳細なところは、その時の状況によって判断するというふうに考えて

います。

○**教育長** そのほかございますか。よろしいですか。

この制度が、きちんとできたということは非常に素晴らしいというか大事なことだろうというふうに思いますので、これに基づいて業者と協力をしながら連携して取り組んでいただきたいと思います。

報告事案ですので、ご了承のほどよろしくお願いをします。

～ その他報告・連絡事項 ～

○**教育長** それでは、その他の報告事項がありましたらお願いいたします。金子課長補佐。

○**教育総務課長補佐** 令和7年1月の行事予定をお伝えします。

資料は12ページになります。

7日に賀詞交歓会が予定されております。市長応接室で市長へ挨拶をした後、そのままほしらんのほうへ移動したいと思っております。

次に、12日、令和7年下松市「二十歳のつどい」、スターピアくだまつで行われます。

23日に定例会を予定しております。

以上です。

定例会終了後に、視察についての日程を検討したいと思っておりますので、委員さまのみ、この場で残っていただきたいと思います。

以上です。

○**教育長** それでは、以上をもちまして、12月本年最後の教育委員会定例会を終了したいと思います。皆様、お疲れさまでした。

午後2時15分終了